

NTCIR 提出結果アーカイブの利用許諾に関する覚書
(研究目的利用者用)

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構 国立情報学研究所 (以下「甲」という。) と
_____ (以下「乙」という。) は、NTCIR ワークショップの成果物として甲が提供する次の「NTCIR 提出結果アーカイブ」に関して、以下の通りの覚書を結ぶこととする。(乙は、名称として法人名を記入すること。)

第一条 (データの内容)

1. 「提出データ」とは、正式名称「NTCIR 未加工提出結果データ」と称し、甲が主催する NTCIR ワークショップにおいて、甲が設定した課題について、参加者が提出したシステムの実行結果の未加工のデータのことである。
2. 「評価データ」とは、正式名称「NTCIR 評価データ」と称し、「提出データ」に対して、「評価値算出ツール」を用いて算出して得られたデータのことである。
3. 「アーカイブ」とは、別紙細則 1 に定めるデータのことである。

第二条 (利用許諾)

甲は、乙に対して「アーカイブ」の利用を許諾する。

第三条 (権利の帰属)

1. 「提出データ」に関する著作権は、各データを提出した NTCIR ワークショップ参加者に帰属する。
2. 「評価データ」に関する著作権は、甲に帰属する。

第四条 (利用許諾の範囲)

1. 乙は、「アーカイブ」を情報アクセスシステムの評価についての研究、分散型システムの研究などに関連する研究目的にのみ利用できる。
2. 乙は、「アーカイブ」およびその全体または一部を複製したもの、あるいは、それを復元できる状態に加工されたデータを第三者に対して、売買、貸与、刊行、配布、送信可能化をしてはならない。

第五条 (提供の方法)

甲は、乙に対する「アーカイブ」の提供を技術的に妥当な手段により行う。

第六条 (利用者の範囲)

1. 「アーカイブ」の利用者の範囲は、乙本人および乙と直接共同して研究するグループの構成員に限定されるものとする。
2. 乙は、利用者の名簿を管理し、甲から求めがあった場合は、遅滞なく、これを甲に提出するものとする。

第七条 (知見の発表)

1. 乙は、本覚書に違反しない範囲において、「アーカイブ」を利用して得られた知見に関する研究発表を行うことができる。
2. 乙は、研究発表において、自己の研究を記述するために必要な場合に限り、「アーカイブ」に含まれるデータの一部を引用することができる。その際、引用する部分の著作権を侵害してはならない。
3. 乙は、発表論文において、「アーカイブ」を利用したことを明記し、「提出データ」の性質と収集法を明確に説明するものとする。
4. 乙は、発表論文において、該当する NTCIR ワークショップの会議論文集を引用するものとする。
5. 乙は、発表論文の書誌事項(掲載資料名、巻号ページ、出版者、発表年月日等)とともに発表論文の別刷りまたはコピーを一部、論文発表の都度、甲に提出するものとする。
6. 乙は、「アーカイブ」を利用して得られたデータの公開については、事前に甲から書面による承認を得ることとする。
7. 乙は、「アーカイブ」を用いた分析および評価の結果を商品の広告、宣伝などの営利目的、および誹謗・中傷に用いてはならない。

第八条 (覚書の有効期間)

1. 本覚書の有効期間は覚書締結日より 2 年間とする。乙が利用許諾の延長を希望する場合、期間満了日の一ヶ月前までに甲に書面により申し出た上で、改めて覚書を取り交わすこととする。有効期間を更新しない場合は、期間満了後、乙はすべての計算機およびメディアから「アーカイブ」を速やかに削除しなければならない。
2. 乙の属する組織または乙の所属に変更の生じた場合は、遅滞なくこれを甲に報告し、必要があれば覚書の取り交わしを改めて行う。

第九条 (報告書の提出)

乙は、甲の求めに応じ、有効期間満了日の一ヶ月前までに、「アーカイブ」を利用した研究活動に関する報告書を甲へ提出する。

第十条（データの利用中止）

1. 乙は、本覚書に違反する利用が行われた場合、甲の申し入れにより、直ちに「アーカイブ」の利用を中止し、すべての計算機およびメディアから、「アーカイブ」およびこれを加工して得られたデータの全てを速やかに消去し、消去した旨の書面を甲に提出しなければならない。
2. 「アーカイブ」の著作権者または利用許諾権者から個々の提出データまたは評価データの利用中止の要請があった場合、乙は、甲の申し入れにより、すべての計算機およびメディアから該当するデータを速やかに消去し、消去した旨の書面を甲に提出しなければならない。

第十一条（免責事項）

甲および「アーカイブ」の著作権者または利用許諾権者は、理由の如何を問わず、乙が「アーカイブ」を利用したことで生じた不利益について、一切の責任を負わないものとする。

第十二条（協議事項）

本覚書に定めのない事項が生じた場合は、甲乙は誠意を持って協議し、問題を解決するものとする。

第十三条（管轄裁判所）

本覚書に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本覚書の成立の証として本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 東京都千代田区一ツ橋 2-1-2
大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構
国立情報学研究所
NTCIR プロジェクト プロジェクトリーダー
教授 神門典子

(乙) 住所 _____
名称 _____
役職名 _____
氏名 _____

別紙—NTCIR 提出結果アーカイブ
(研究目的利用)

細則1 「提出結果アーカイブ」とは、正式名称「NTCIR 提出結果アーカイブ」と称し、表 A に掲げたデータのことである。

表 A

- ・ NTCIR-7 特許翻訳タスク 提出結果アーカイブ (NTCIR-8 特許翻訳タスク参加者用 評価サブタスク課題データ)